

【財務運営の実績に関する評価】

令和3年度 事業経営評価

団体名	(公財) 大阪国際交流センター	所管所属名	経済戦略局
-----	-----------------	-------	-------

中期目標期間	令和2年12月1日～令和6年3月31日
--------	---------------------

財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)

年度計画達成状況	指標Ⅰ	自主事業の財源となる資産の残額				
		R2	R3	R4	R5【最終】	
	目標値	－	31,000千円	24,000千円	11,500千円	
	実績値	－	37,095千円			

外郭団体の自己評価	指標の達成状況	A	A：指標全部達成 B：指標全部未達成 C：指標一部未達成	中期計画に対する進捗状況 【当該事業年度】	ア	ア：「順調」 イ：「遅れあり」 ウ：「計画の見直し必要」
	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた団体の総合的な評価					
	中期目標で求められている事業については、財団の特定資産を取崩し、財源に充てて実施している。実施にあたっては、区役所、社会福祉協議会をはじめとした地域団体、外国人コミュニティ、大学等との連携やネットワークの構築に努め、外国人住民に活躍の場を提供してきた。各団体等と連携して事業実施にあたることにより、準備や当日の運営などへの協力を得ることができ、経費の節減につなげることができた。財団運営については、多国籍の職員を含む限られた人材で、多言語対応や日本語事業など国の外国人施策への対応も行うなどの難しさがあり、また経営については、会費収入の減少や受託事業の獲得ができなかったこともあるが、実施した事業の多くは交付金事業であり、経営努力による効果を自主財源の取崩し額の削減につなげることができた。その結果、財務運営において目標を達成することができた。					
	最終目標(中期計画)達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について					
	自主事業の実施のためには自主財源の取崩しが必須であり、R3年度については、上記の理由により目標を達成することができたが、R4年度以降についても、引き続き、外部との連携やインターンの活用を行い、また、受託事業、助成金の獲得等に努め目標の達成をめざす。					

専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見					
	諸事業の遂行は現場レベルでは十分に行われているものの、収支面からみるとマイナスとなっている事業が多く、事業遂行により法人全体の運営資金に不足が生じている。この不足する資金を補うため公益目的特定事業引当資産等自己資金を取り崩して費消している。このような事態は過去から継続的に続いており、改善は見えつつもそれらの資金も数年でなくなると思われ、その後はその他の特定資産を取り崩していくしかなく、経営的には非常に悪い状態である。自己評価文書では「経営努力による効果」という言葉を使用しているが、実態は職務の過度ともいえる兼務により何とか人件費を節約しているだけであり、このような脆弱な執行体制がこのまま継続するといつかは破綻すると思われるべきである。以上の事項を合わせて考えると、第一に、現経営計画終了後は、経営目標を特定資産の取り崩しのペースを遅らせることにするのではなく、特定資産を取り崩さないことにすべきだと考える。第二に、その経営目標を担保するために、今から業務運営の更なる効率化に当法人内で努力した上で、大阪市に対しては人件費にかかる交付金の金額を増額するよう、及び中期目標により求められる一部の自主事業を交付金事業化して頂くよう、当法人は強く交渉すべきであると考えます。					

市の審査	中期計画に対する進捗状況 【当該事業年度】	ア	ア：「順調」 イ：「遅れあり」 ウ：「計画の見直し必要」
	「外郭団体の自己評価」に対する審査結果		
	令和3年度は目標を大きく上回り達成したが、経費節減につながった項目については、連携の相手方等の外的要因もあり、決して楽観的な見込みはできない。よって、目標達成の評価とともに次年度以降の取組を明記した外郭団体の自己評価は妥当である。		

市の評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価					
	自主事業の財源として取り崩している資産は、公益財団法人という制度上、遊休財産の保有上限を超える額として計画的に取崩すことが必要な資産が主であり、取崩し自体は妥当なものと考えます。こうした中で、対象事業活動を目指して実施したうえで、令和3年度末時点で資産の残額が目標値を上回っていたことは財源確保の観点から一定評価できる。引き続き、受託事業、助成金の獲得等に努め、目標達成をめざすことを期待する。また、継続的に大阪市の多文化共生施策の一端を担えるよう、会費収入、寄付収入の獲得等にも努めるなど、財政基盤の確保も含め、団体としてあるべき体制の立案及び構築を速やかに進められたい。					
	助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】（※必要な場合のみ）					